# 令和 8 年和泉市教育委員会第 8 回定例会

日　時：令和 8 年 8 月 27 日(木)　午後 3 時 45 分から
場　所：和泉市役所 3 階　3A・3B 会議室

出席者　　教育委員会

| | |
|---|---|
| 教育長 | 大槻　亮志 |
| 教育長職務代理者 | 深堀　知子 |
| 委員 | 酉家　章弘 |
| 委員 | 小谷　美樹 |
| 委員 | 木村　規洋子 |
| 委員 | 網代　典子 |

事　務　局

| | |
|---|---|
| 教育次長兼教育部長 | 鍛治　公哉 |
| （教育部） | |
| 教育指導監 | 上田　茂幸 |
| 教育部次長兼教育総務課長 | 奥　信介 |
| 学校管理室長兼教育施設担当課長 | 大内　浩平 |
| 学校教育室長 | 永井　敬 |
| 学校管理室保健給食担当課長 | 田嶋　祐一郎 |
| 学校教育室教育推進担当課長 | 隅埜　哲弥 |
| 学校教育室人権教育担当課長 | 水田　基信 |
| 教育総務課課長補佐 | 大西　薫 |
| 教育総務課総務企画係長 | 吉田　昌史 |
| 教育総務課総務企画係 | 松尾　亜美 |
| （生涯学習部） | |
| 生涯学習部長 | 山村　邦弘 |
| 生涯学習部次長兼文化遺産活用課長 | 森下　徹 |
| 生涯学習推進室長 | 藤井　満 |
| 生涯学習推進室生涯学習担当課長 | 橋本　吉人 |

1. 開　会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項
　議案第 42 号　和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について
　議案第 43 号　令和 8 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 7 年度事業分）について
　議案第 44 号　和泉市いずみの国歴史館における「文書館」機能の愛称について

5. 報告事項
(1)学校給食食物アレルギー対応に係る保護者への周知について
(2)中学校における水泳授業について
(3)（仮称）和泉市南部宿泊施設整備事業（新しい地方経済・生活環境創生交付金）について（対象施設：和泉市立槇尾山レクリエーションセンター）

6. 情報提供
(1)和泉市制施行 70 周年記念事業
　NHK 公開番組収録「天才てれびくん grow」の実績報告について

7. 行事等のご案内
(1)和泉市民健康まつりの開催について
(2)令和 8 年度和泉市立学校児童生徒科学展の開催について
(3)令和 8 年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校連合音楽会の開催について
(4)信太の森ふるさと館秋季企画展
　創り変えられる豊臣時代の記憶-寺社造営の功績は誰のもの？-

8. その他

9. 閉会

| | |
|---|---|
| 大槻教育長 | 定刻となりましたので令和 8 年和泉市教育委員会第 8 回定例会を開会します。<br>第 7 回定例会の会議録につきましては、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。<br><br>【異議なし】<br><br>ご異議ないようですので、第 7 回定例会の会議録について承認することにいたします。<br>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と網代委員を指名しますので、お願いします。<br>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。<br>令和 8 年 7 月 16 日から 8 月 26 日までの主な活動を掲載しています。<br>何かご質問等ございませんか。<br>ないようですので、議事を進めてまいります。<br>本日は、審議事項 3 件、報告事項 3 件、情報提供 1 件、行事等のご案内 4 件になります。<br>議案第 42 号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。 |
| 隅埜課長 | 教育推進担当の隅埜です。<br>和泉市立中学校・義務教育学校後期課程及び「いずみ希望塾」におけるクラウド型 AI 学習ドリルサービス提供業務に係る事業者を選定するにあたり、学校現場及び ICT 活用の観点から各提案を総合的に評価し事業者選定を行うため、事業者選定委員会を組織のうえ公募型プロポーザル方式を予定しています。このことから、和泉市教育委員会事業者選定委員会規則を改正するものです。<br>内容は、委員は 5 人以内、そのうち 2 人は外部委員として市立中学校および義務教育学校管理職代表を、その他 3 人は市職員を予定しています。委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名により決定します。任期は任命又は委嘱の日から、事業者選定が終了する日までです。 |
| 教育長 | ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。<br>ないようでしたら、お諮りします。<br>議案第 42 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。<br><br>【異議なし】 |
| 教育長 | ご異議ないようですので、議案第 42 号は原案どおり可決します。<br>続きまして、議案第 43 号「令和 8 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 7 年度事業分）について」、事務局（教育総務課）から説明願います。 |

| | |
|---|---|
| 奥次長 | 教育総務課の奥です。<br>本報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき作成するもので、点検・評価にあたっては、学識経験者の知見を活用し意見を聞くこととされております。評価委員会委員には、大阪公立大学の杉田委員、元校長の川合委員、桃山学院大学の小松委員の 3 人に委員委嘱しました。<br>報告書作成にあたっては、教育委員会第 3 回定例会にて素案を示した後、5 月から 7 月にかけて 3 回の評価委員会を開催し、委員から意見を伺いながら整理しました。<br>各取組みに、基本方向に基づく「令和 7 年度の主な取組内容」、「事業評価」、「取組の成果」、「課題・改善策」を示しており、最後に「評価委員からの主な意見」を記載しています。<br>各取組みの詳細説明は割愛しますが、評価委員からの主な意見として、全体的に取組みそれぞれが工夫して実施されており高評価であったことや、目標値と実績で大きな乖離が生じているもの、目標達成を継続しているものについては、目標値の見直しを検討するべきであること、教育委員会全体の取組みを事務局職員が共有し、担当部局が所管する事業を俯瞰することが大事であることなどがありました。<br>今後、和泉市議会第 3 回定例会において報告案件として提出した後、市ホームページにて公表する予定です。<br>なお、本報告書は教育委員会施策の計画的な推進を図る「教育振興基本計画」の進行管理の役割を担うものですが、前回の定例会にて説明したとおり、教育大綱の改訂に伴い「教育振興基本計画」も改訂します。次回の定例会にて、改訂案についてご意見をいただく予定です。<br>また、機構改革に伴い、こども未来室が所管する保育所や幼稚園等に係る取組みについては、来年度からは点検・評価報告書の対象外となります。 |
| 教育長 | ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 |
| 小谷委員 | 学力向上の課題と改善策として「和泉市かけはしカリキュラムのモデルカリキュラムを今後水平展開する」ことが示されています。内容を教えてください。 |
| 隅埜課長 | モデルカリキュラムはモデル校区の取組みをもとに作成したもので、今後各小学校区それぞれに柔軟性のあるカリキュラムを作成していきたいと考えています。 |
| 教育長 | 他にご質問等ございませんか。<br>ないようでしたら、お諮りします。<br>議案第 43 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。<br><br>【異議なし】 |

| | |
|---|---|
| | ご異議ないようですので、議案第 43 号は原案どおり可決します。<br>続きまして、議案第 44 号「和泉市いずみの国歴史館における「文書館」機能の愛称について」、事務局（文化遺産活用課）から説明願います。 |
| 森下次長 | 文化遺産活用課の森下です。<br>令和 8 年 4 月 1 日にいずみの国歴史館に開設された「文書館」機能を周知し、広く市民に親しまれ、活用される施設となるよう愛称を募集したものです。令和 5 年 9 月の教育委員会定例会の意見交換会にて愛称募集の提案をいただき、同年 10 月の庁議において、いずみの国歴史館に「文書館」機能を設置することを決定するとともに、愛称募集を行うことも確認しました。令和 7 年 12 月には実施要項を決定し、令和 8 年 2 月の教育委員会定例会の意見交換会にて愛称募集を行うことを報告しました。<br>令和 8 年 2 月 10 日から 5 月 31 日までの募集期間に全 57 点の応募があり、要項に基づき事務局にて 1 次選考を行った後、8 月 5 日に開催した選考委員会において 2 次選考を実施しました。<br>選考の結果、愛称として「いずみの国アーカイブ」が採用されました。この愛称は 2 人から提案があったものです。<br>そのうち 1 人は、「いずみの国」に「アーカイブ」を付してネーミングしたもので、「歴史館」と「アーカイブ」が併設される様子を分かりやすく表現したことを提案理由として挙げています。<br>もう 1 人は「いずみの国歴史館」の名称とのつながりを大切にしながら、親しみやすく、わかりやすい愛称をめざしたこと、「アーカイブ」という言葉には、資料を大切に守るだけでなく、誰もが地域の歴史や記憶にふれ、学び受け継いでいける場という意味を込めていることを挙げています。<br>いずみの国歴史館との統一感があり、「文書館」機能が果たすべき役割や機能を「アーカイブ」という一語で端的に表現しており、いずみの国歴史館における「文書館」機能の愛称にふさわしいことから、選考委員会においてこの案を採用しました。<br>愛称は、8 月 30 日からいずみの国歴史館で開催する市制施行 70 周年記念特別展「写真と映像でたどる和泉市民の 70 年」及び市ホームページにて発表します。採用された方には、『和泉市の歴史』シリーズ全 9 巻を贈呈します。<br>また、同日に和泉市合併当時の「広報いずみ」第 1 号から第 50 号及び明治初年の各村々の絵図面・地租改正地引絵図等を和泉市デジタルアーカイブにて公開し、コンテンツの充実を図ります。 |
| 教育長 | ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。<br>ないようでしたら、お諮りします。<br>議案第 44 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 |

| | |
|---|---|
| | 【異議なし】<br><br>ご異議ないようですので、議案第 44 号は原案どおり可決します。<br>審議事項は以上ですので、報告事項に移ります。<br>報告事項 1「学校給食食物アレルギー対応に係る保護者への周知について」、事務局（学校管理室）から説明願います。 |
| 田嶋課長 | 保健給食担当の田嶋です。<br>令和 9 年 4 月から実施する学校給食における完全除去対応について「和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」での議論及び学校現場での意見を踏まえて、保護者への説明資料の調整を進めてきました。<br>原因食物の完全除去対応は国の方針に基づくものであり、アレルギー症状を引き起こす原因となる食物を提供するか、提供しないかの二者択一が原則となります。<br>例えば、乳アレルギーで医師の診断が「飲用牛乳のみ喫食不可」の場合、令和 8 年度までは飲用牛乳は飲まずに、その他のパンやヨーグルト、チーズ等の乳製品を個人の食べられる範囲で食べることが可能でしたが、令和 9 年度からは乳製品を全て提供しないこととなります。<br>完全除去対応については、令和 6 年 1 月に方針を決定後、実施に向けた課題等の整理を進め、令和 7 年教育委員会第 11 回定例会において「食物アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者には、令和 7 年度中から説明し十分な周知期間を設けたうえ、令和 9 年 4 月から実施する」旨を報告しました。<br>令和 8 年 9 月に全保護者への周知を予定しており、食物アレルギー対応における基本的な考え方として、国の方針に基づき安全性を最優先とすること、医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づく対応、原因食物の完全除去、過度に複雑な対応は行わない、という 4 点で整理しています。また、対応が変更となる理由として、家庭では少量ずつ食べることが可能であっても、学校給食では「個人の食べられる範囲で対応する自己除去対応や多段階対応」は事故の危険性が高くなるので、原因食物を提供しない「完全除去対応」が原則となる旨を伝えます。<br>続いて、本市の対応について説明します。医師の診断による完全除去の対象が「卵・乳・大豆」であれば「全て提供しない」こととなります。一方で「大豆製品」については、医師によって学校生活管理指導表に記載された製品のみ提供しない対応となります。例えば、豆腐と記載されれば豆腐の提供のみを止めます。「魚・野菜・果物」についても同様です。また、特定原材料等 29 品目のうち「えび・カシューナッツなど」は、給食の食材として使用しません。<br>食材のコンタミネーションを防ぐことは学校給食では対応できないため、食器や調理器具の共用ができない、油の共用ができない等、極微量でもアレルギー反応が誘発される場合は弁当持参となります。<br>「乳製品」、「鶏卵」、「うずら卵」については、事故防止のため専用の食器を |

| | |
|---|---|
| | 用いて除去食を提供します。例えば「クリームシチュー」では「乳製品」を除いた「野菜スープ」の提供となります。<br>　食物アレルギーにより食べることができない献立がある日は、家庭から代わりのものを持参、またはその他の献立のみの喫食を保護者に選択していただきます。 |
| 教育長 | 　ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。<br>　続きまして、報告事項 2「中学校水泳授業について」、事務局（学校教育室）から説明願います。 |
| 隅埜課長 | 　教育推進担当の隅埜です。<br>　本件は、第 3 回市議会定例会厚生文教委員会協議会にて報告するものです。<br>　本市では「安全性」「快適性」「専門性」の 3 つの観点から民間屋内プールを活用した水泳授業を導入してきました。令和 3 年度に光明台南小学校、槇尾中学校から順次導入し、令和 7 年度にすべての小学校および義務教育学校前期課程で導入、令和 8 年度から本格的に中学校での導入が始まりました。今年度は先行する槇尾学園に加え、信太、富秋、光明台の 3 中学校に導入しました。令和 9 年度、令和 10 年度も順次導入を進めていく予定です。<br>　指導者 1 人あたりの指導生徒数は従来 35～40 人でしたが、民間活用により 15 人以内の泳力別グループ指導が可能となり、生徒 1 人あたりの練習機会が増えました。また、専門技能を持つインストラクターの指導を受けることができるなど「安全性」「快適性」「専門性」の充実を実現しています。加えて 2 授業時間連続となったことで、必ず授業の冒頭に行う必要がある基礎活動が 1 回分削減され、練習時間の確保につながっています。<br>　先行して実施した槇尾学園で 2 年生までに集中指導した結果、概ね 3 年間学校のプールで指導した場合と同等の泳力が身についていたことから、令和 6・7 年度の中学校長会代表とのワーキングにおいて、3 年間での指導から 2 年間の集中した指導へと変更し、水泳授業カリキュラムを見直すことについて議論を行い、市教委で整理しました。協議の中で確認できたこととして、水泳は「自転車の習得」と同様に短期間で集中的にコツをつかむことで習得できるものであり、2 年間に集中させることで確実な定着が期待できること、民間屋内プールの活用により天候に左右されずに確実に授業実施が保障されるため、これまでの 3 年間の総授業時数である 20 授業時間を上回ると、他の領域の指導時間が短くなってしまうことが挙げられます。令和 9 年度以降の中学校水泳授業については、中学校 1・2 年生で各 5 回、2 年間で 10 回、20 授業時間を民間屋内プールで実施することとします。 |
| 教育長 | 　ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございせんか。 |
| 酉家委員 | 　2 年間で集中指導をすることは良いと思います。3 年生の水泳は学習指導要領 |

| | |
|---|---|
| | で選択制に位置付けられているとのことですが、生徒それぞれが選択できるようにする考えはあるでしょうか。 |
| 隅埜課長 | 和泉市では2年生までに水泳を集中して行い、3年生では他の領域の体育種目を実施します。泳力等によって水泳を受講する生徒と、それ以外の種目を選択する生徒にわかれることはありません。 |
| 教育長 | 他にご質問等ございませんか。<br>続きまして、報告事項3「(仮称)和泉市南部宿泊施設整備事業(新しい地方経済・生活環境創生交付金)(対象施設:和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)」について、事務局(生涯学習推進室)から説明願います。 |
| 橋本課長 | 生涯学習担当の橋本です。<br>本件は、第3回市議会定例会厚生文教委員会協議会にて報告するものです。<br>この交付金を活用して実施する事業については、KPIを定めたうえで事業終了後に外部有識者を含む検証機関による効果検証を行うことが求められており、外部評価委員会による評価をいただき、その事業評価を市議会に報告する必要があることから協議会に報告し、ご意見をいただくものです。<br>青少年の家について、ハード・ソフト両面から利用活性化策に取り組むことで、新たな観光施設に生まれ変わらせ、本市南部地域の交流人口増加のきっかけとなる新たな拠点施設として再整備するものです。<br>施設の利用活性化策として、ハード面では内装改修、備品の調達、浴場の改修、屋外サウナエリアの設置及びICTウォールの導入を行います。ソフト面ではリニューアルオープンイベントなどを開催し集客を図ります。<br>次に、事業の背景及び目的については、本市の人口は2015年をピークに減少が進んでおり、今後は本市の独自性を生かしたまちづくりが求められます。特に南部地域では人口減少・少子高齢化が顕著であり、若年人口が減少し続けている状況ですが、豊かな自然が見られ、「和泉みかん」や「いずもく」といった地場産品が多数あり、都会と田舎の良いとこどりの「トカイナカ」としてまちづくりを推進しています。<br>この恵まれた環境を活かして観光を促進し、都市部からの誘客を図るため、青少年の家を大規模リニューアルし、多くの世代が集う新たな観光施設として再整備することで、南部地域における交流人口の増加を図り、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるまちづくりの目標の一つである「まちの個性を伸ばし、新たな魅力とにぎわいが創出されるまち」の実現をめざしています。<br>次に予算及び決算については、国の交付金が令和7年度補正予算措置され、市債の充当率等が有利な条件となることから、市も令和7年度補正予算で予算措置し、令和8年度に繰越して事業を実施しました。<br>続いて、令和7年度の取組みは、ハード面での利用活性化策として、令和8年2月から内装の木質化や屋外型サウナの設置に向けた改修工事に着手しまし |

| | |
|---|---|
| | た。<br>なお、令和 7 年度はリニューアル工事期間のため、目標値及び実績値は設定していません。<br>既存備品や配線の撤去等工事が予定通り進んでおり、指定管理者の選定も滞りなく行うことができたことから効果的な取組みであったと考えています。 |
| 教育長 | ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございせんか。<br>ないようでしたら、報告事項は以上ですので、情報提供に移ります。<br>情報提供 1 についてですが、事前に資料を配布しておりますので、説明は省略します。<br>何かご質問等がございましたらお願いいたします。<br>情報提供は以上ですので、行事等のご案内に移ります。<br>行事等のご案内 1 と 4 については、事前に資料を配布しておりますので説明は省略しますが、行事等のご案内 2「令和 8 年度和泉市立学校児童生徒科学展の開催について」と行事等のご案内 3「令和 8 年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校連合音楽会の開催について」は、事務局から説明の申し出がありましたので、事務局（学校教育室）から説明願います。 |
| 水田課長 | 人権教育担当の水田です。<br>和泉市立学校児童生徒科学展は、子どもたちの科学研究を奨励するため、例年夏休み明けに子どもたちの作品を展示することにより、科学に対する意欲を喚起してきました。今年度は 9 月 5 日（土）と 6 日（日）の 2 日間、人権文化センター大会議室にて公開展示を予定しています。<br>表彰は例年と同様に、市長賞、市議会議長賞、教育委員会賞および金賞・銀賞・佳作になります。<br>なお、本年度より「義務教育学校」を考慮して「和泉市小・中学生科学展」から「和泉市立学校児童生徒科学展」へ名称を変更します。<br>また、本科学展は大阪府学生科学賞の予選を兼ねており、金賞以上の優秀作品につきましては、10 月 3 日（土）に開催される大阪府学生科学賞に出品を予定しています。<br>続いて、連合音楽会については、子どもたちの音楽を愛する心情を育て、音楽教育の向上に努めることを目的に毎年、和泉市立小学校・義務教育学校連合音楽会と和泉市立中学校・義務教育学校連合音楽会を開催しています。<br>本年度は小学校・義務教育学校前期課程は、令和 8 年 11 月 4 日(水)13 時 45 分、11 月 5 日(木)午前の部 10 時 00 分、午後の部 13 時 45 分開演の 3 部制、中学校・義務教育学校後期課程は、11 月 6 日(金)14 時開演を予定しています。<br>なお、内容はどちらも合唱で、会場は和泉シティプラザ弥生の風ホールです。<br>ご出席いただける場合は、9 月 30 日（水）までに、教育総務課までご連絡の程よろしくお願いいたします。 |

| | |
|---|---|
| 教育長 | ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。<br>他にご質問等ございませんか。<br>行事等のご案内は以上です。<br>その他、何かありましたら事務局からお願いします。<br>以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。 |

令和 8 年和泉市教育委員会第 8 回定例会の様子





傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。